

負担限度額超利用者への助成



【内容】

支給限度額を超えてサービスを利用している方に、自己負担分の半額を助成します。

【対象者】

要支援・要介護認定を受けており、在宅で生活している方（40歳以上）

【助成額】

全額自己負担となった利用料の2分の1

【申請】

助成対象者がご自身で申請することが出来ない場合は、ご家族が代理で申請できます。

※その他ご不明点はお問い合わせください。



〈 問合せ・申請先 〉
西川町健康福祉課
地域包括支援センター係
0237-74-4405（直通）